

Division of Technology, Industry and Economics



廃棄物管理に関する グローバル・パートナーシップ (GPWM)

第7回アジア・太平洋エコビジネスフォーラム
2011年2月14日、15日
日本、川崎市

UNEP DTIE IETC

副長官 (Deputy Director)

スルヤ・プラカシュ・チャンダック



序文



- 国連ミレニアム開発目標(MDG)
- 廃棄物管理に関するUNEP管理理事会決議25/8
- バリにおけるバーゼル条約第9回締約国会議(COP) - 人の健康と生活のための廃棄物管理
- 国連持続可能な開発委員会(CSD)における優先的主題としての廃棄物18/19
- ジュネーブでの廃棄物に関する第1回協議ワークショップ
- 各種国際イベント中のフィードバック
- 健康と環境に関するリーブルビル宣言：媒介動物管理と化学物質(特に殺虫剤)および生物医学(ヘルスケア)、電気電子廃棄物を含む廃棄物の管理
- UNEFCC COP16(メキシコ、カンクン)：廃棄物と気候変動に関するUNEP報告書
- 大阪での廃棄物およびGPWMの立ち上げに関する第2回協議ワークショップ

なぜGPWMが必要なのか



- 人口の増加、都市化、産業化および経済成長により廃棄物の発生率が急激に上昇 - 新たな廃棄物の経路の(再)発生(電気電子廃棄物、廃棄農業バイオマス、廃プラスチック、医療廃棄物など)
- 計画/方針および技術の開発および実施のためのデータの不足
- 従来の廃棄物管理ソリューション(回収と廃棄)は非効率的で有効性も低いため、3R(削減、再利用、リサイクル)を含む新たなシステムが求められていること
- 有害廃棄物は、公衆衛生、環境および非有害廃棄物/リサイクル可能廃棄物への混入に関する重大な課題
- 財務、技術および人的資源が、国および地方政府が効率的かつ効果的なシステムを開発し実施する際の課題
- 地元のエネルギーおよび原材料の安全保障を支援する資源としての廃棄物
- 地元の民間部門および生活を支援する事業としての廃棄物



取組の定義



GPWMは、国際機関、政府、企業、学术界、地元当局およびNGOのオープンエンドのパートナーシップです。GPWMは、廃棄物とその影響によって生じる環境、公衆衛生、社会および経済の問題を克服するために、国家および地元レベルでの統合固形廃棄物管理の実践を促進する取組計画の開発を支援します。GPWMは、政策対話や経験や実践事項を交換するその他の活動の実施も支援します。また、意識啓発の向上や人材育成も促進していきます。

全体的な目的

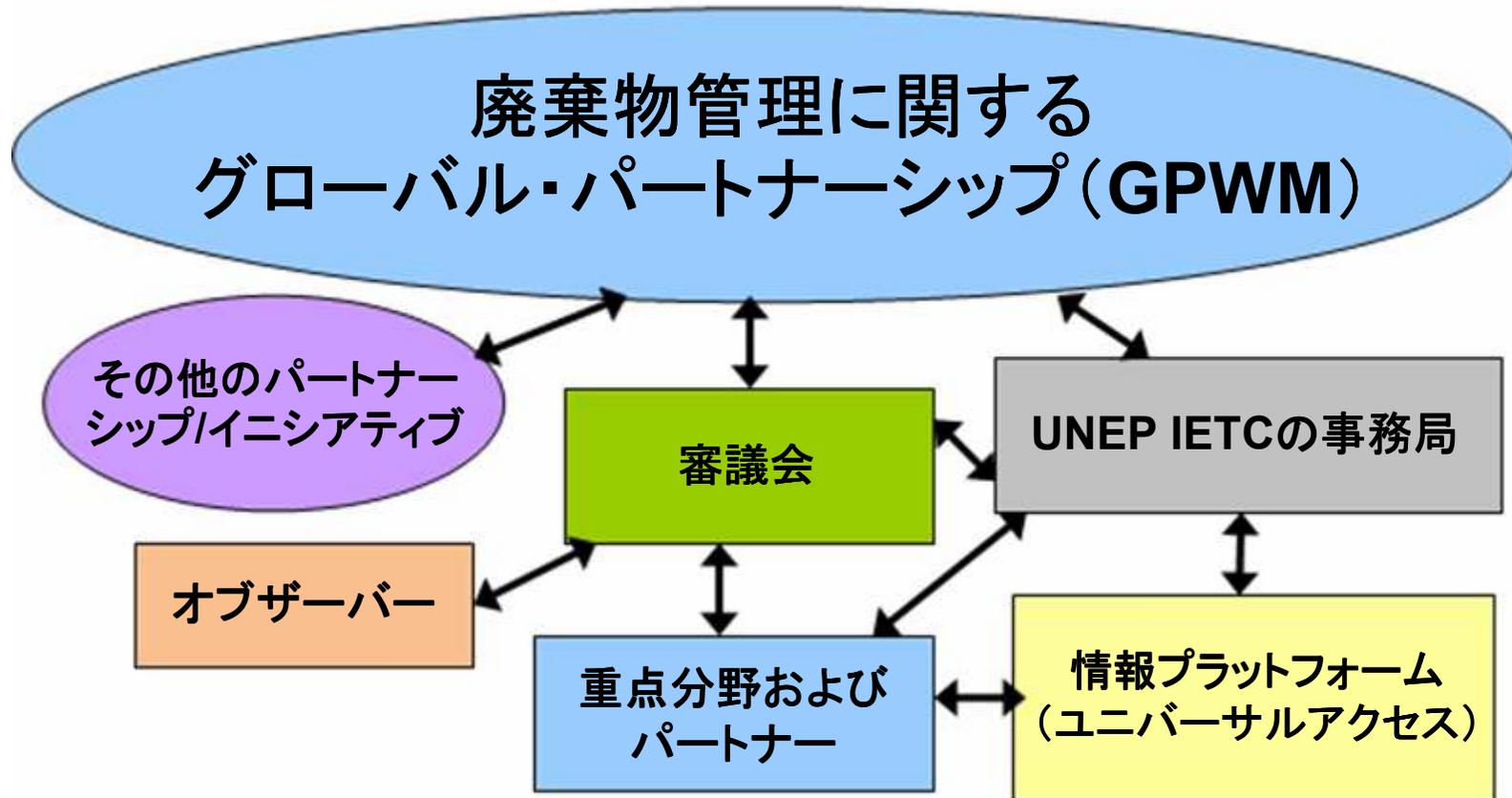
- 人の健康と環境を保護し、廃棄物の不安定な管理による悪影響に対処すること
- 廃棄物の抑止と廃棄物からの貴重な資源やエネルギーの回収により、資源効率を向上させること
- 国際協力、知識の管理および共有を強化すること



期待される成果

- 廃棄物管理に対する総合的なアプローチが促進されます。
- すでに利用可能な情報が共有され、ギャップを埋めるための追加情報が作成されます。
- メンバーは互いの行動の恩恵を得ることができます。
- 各種廃棄物条約、イニシアティブおよび活動による補完が可能となります。
- 活動は、調和の取れた方法でパートナーにより実行されます。
- 資源は効率的かつ効果的に活用され、取組の重複を回避し、複数の活動にまたがる資源の活用および情報の共有が合理化されます。
- 総合的に相乗効果の得られる取組 - 各国内の活動やイニシアティブを相乗効果のある総合的な方法で開発し、実行できます。
- 学術界、NGO、民間部門、政府および国際機関など、複数の利害関係者が関わります。
- 技術および知識の移転が強化されます

GPWMの構造





GPWMへの参加



GPWMは、国際機関、政府、企業、学术界、地元当局およびNGOのパートナーシップとなります。グローバル・パートナーシップは、さまざまなパートナー間の自発的かつ協力的な関係であり、そこでは全員が協力して上記の全体な目標を達成することに合意しています。

(a) グローバル・パートナーシップのメンバーとなった各団体は、グローバル・パートナーシップの活動の開発および実施に貢献することになります。貢献の方法には、資金援助、現物の寄付、技術的専門知識があります。

(b) メンバーとして認められるためには、パートナーシップの目的に対するコミットメントを評した加入同意書をグローバル・パートナーシップに提出することとします。同意書の提出先は、〒538-0036 大阪市鶴見区緑地公園2-110 UNEP IETC所長、ietc@unep.orgです。グローバル・パートナーシップのメンバーとなる同意書は、グローバル・パートナーシップのウェブサイトで公開されます。

(c) グローバル・パートナーシップへの受け入れは、審議会の責任となっています。同意書の受理を受けて、事務局が審議会との協議に基づく決定を申請者に通知します。

(d) 審議会は、グローバル・パートナーシップの目的に対するコミットメント、あるいはグローバル・パートナーシップの枠組みに定められた役割および責任に著しく違反したメンバーを除名する権限を有します。

(e) 利害関係者は、オブザーバーの立場に申し込むことができます。事務局は、参加および役割に関して共同議長と協議し、決定を下します。

重点分野



- テーマおよび機能に関する重点分野
- 重点分野の目的は、技術の共有、資金提供、および1つの団体としてのGPWMと特定のメンバーの両方の同意により直接/間接的に実施される取組への参加により、目的を達成するために関係者間で協力することです。
- ミーティング中にパートナーにより簡単なリストは作成されますが、その後生じるニーズに応じて審議会の決定により、追加のサブ重点分野を開発し、適用することができます。
- 参加者は、以下の優先分野を提案しました(個々の主要メンバーの確認対象):
 1. 廃棄物抑制 (ISWA)
 2. 廃棄物管理のための3R (UNCRD)
 3. 廃棄農業バイオマス (UNEP-IETC)
 4. 統合固形廃棄物管理 (UNEP-IETC)
 5. 電気電子廃棄物管理 (SBC)
 6. 有害廃棄物管理 (SBC)



サブ重点分野の活動と 取組計画



1. 重点分野作業グループが、グローバル・パートナーシップの枠組みに従い、各自が受入れた貢献を反映してスケジュール、資源の特定、および資金拠出戦略を含む取組計画を策定します。各サブ重点分野の作業グループに対してガイダンスを提供するために、取組計画のテンプレートが作成されています。
2. メンバーは、取組計画の中ですでに特定されたものに加え、書面による正当な理由を添えて活動を事務局に提案することができます。その控えは該当する作業グループの主要メンバーにも提出します。主要メンバーがそれを見直し、グローバル・パートナーシップ審議会に検討を要請します。

審議会



1. 2つのグローバル・パートナーシップでは、各グローバル・パートナーシップの立ち上げミーティングにおいて2名の共同議長を指名します。その共同議長は、以降のグローバル・パートナーシップのミーティングにおいて新たな挙動議長が選出されるまで、職務を果たすこととなります。共同議長が任期を継続できない場合は、審議会のメンバーから後任が指名されます。大阪でのミーティング中、参加者/パートナーはインドとエチオピアを最初の年(2011年)の共同議長に提案しました。エチオピア政府とインド政府に、共同議長の要請を受諾するよう求める要望書が送付されます。
2. グローバル・パートナーシップの審議会は、グローバル・パートナーシップのために尽くし、助言を行うために設けられるものです。
3. 以下の代表者に対し、グローバル・パートナーシップのメンバーとして職務に当るよう要請することになっています。
 - グローバル・パートナーシップ共同議長。審議会共同議長も兼任
 - サブ重点分野作業グループの主要メンバー
 - 事務局(職権上の代表)



GPWM事務局がホストする 情報プラットフォーム



- 異なる国、地域または都市における固形廃棄物に関する問題についての情報の促進、共有および交換を行うこと
- 現在はUNEP-IETCが利用できる内部の人材およびリソースにより、プロトタイプを開発
- 情報および他の団体の情報へのリンクをホストするフルスケールのプラットフォーム

http://www.unep.or.jp/letc/GPWM/info_platform.html

情報プラットフォームの構造



情報プラットフォーム

廃棄物の ベースラインデータ

廃棄物目録

- 廃棄物の定量化と特徴づけ

廃棄物管理システム

- 方針と規制
- 制度的枠組み
- 資金調達メカニズム
- 廃棄物管理/インフラのための技術
- 利害関係者の役割と責任

プロジェクト

プロジェクト計画

プロジェクトに対する 補助的文書

- プロジェクト提案書
- 教訓

ガイドライン、概要 および研修資料

ガイドライン

技術の概要

その他

廃棄物のベースラインデータ



プロジェクト		廃棄物目録
		廃棄物の定量化と特徴づけ
統合的固形 廃棄物管理 (ISWM)	中国 - 無錫	○
	インド - プネ	○
	レソト - マセル	○
	スリランカ - マタレ	○
	ブラジル - ノボアンプルゴ	○
	ケニア - ナイロビ	継続中
	エチオピア - バハルダール	○
廃棄農業 バイオマス (WAB)	フィリピン - カビアオ	継続中
	ネパール - マディヤプル・ティミ	○
	スリランカ - ウバ州	○
	パキスタン - サンガー	○
廃プラス チック	インド - アグラ	○
	インド - ファリダバード	○
	タイ - バンコク	○
	タイ - チェンマイ	○
	フィリピン - セブ	○
	フィリピン - マンダウエ	○
電気電子廃棄物	カンボジア - プノンペン	○

ガイドライン、概要および研修資料

ガイドライン

プロジェクト	ガイドライン
統合的固形廃棄物管理 (ISWM)	<ul style="list-style-type: none"> ・研修マニュアル <ul style="list-style-type: none"> ○第1巻: 将来の予測を踏まえた廃棄物の特徴付けと定量化、2009年6月 (PDF 884KB) ○第2巻: 現在の廃棄物管理システムの評価とそこにあるギャップ、2009年6月 (PDF 294KB) ○第3巻: ISWMに関する懸案事項の目標と問題点、2009年6月 (PDF 301KB) ○第4巻: ISWM計画、2009年6月 (PDF 3.6MB)
廃プラスチック	<ul style="list-style-type: none"> ・廃プラスチックの資源化 - 評価ガイドライン、2009年12月 (PDF 678KB)
電気電子廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・電気電子廃棄物 <ul style="list-style-type: none"> ○第1巻: 目録評価マニュアル、2007年12月 (PDF 1.7MB) ○第2巻: 電気電子廃棄物管理マニュアル、2007年12月 (PDF 2.2MB)

概要

プロジェクト	概要
廃棄農業バイオマス (WAB)	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄農業バイオマスの資源化 - 技術の概要、2009年10月 (PDF 5.2MB)
廃プラスチック	<ul style="list-style-type: none"> ・廃プラスチックの資源化 - 技術の概要、2009年12月 (PDF 1.4MB)

国際環境 技術センター

大阪

〒538-0036
大阪市鶴見区 緑地公園2-110
電話番号: 06-6915-4581
Fax番号: 06-6915-0304
電子メール: ietc@unep.org
ウェブサイト: <http://www.unep.or.jp>

滋賀

〒525-0001
滋賀県草津市下物町1091
電話番号: 077-568-4581
Fax番号: 077-568-4587
電子メール: ietc@unep.org
ウェブサイト: <http://www.unep.or.jp>

以上

